

## 原子力発電の再稼働に対する周辺自治体の同意権の法制化を 求める意見書

今年11月27日、福井県による関西電力大飯原発3・4号機再稼働同意の表明で、再稼働に向けた地元同意手続きが完了しました。この地元同意を受けて、高浜原発3・4号機はすでに再稼働していることから、2011年に起きた東京電力福島第一原発事故後初めて、福井県内で同時に複数の原子力発電所が稼働する見通しとなっています。

国際的には、原子力発電所は非常に危険な放射性物質を大量に内包していることから、何重にも防御をし、安全性を最大限に高める考え方が貫かれています。この考え方にもとづき、国際原子力機関（IAEA）は原子力発電の運転に際しては、1層「異常事態の防止」、2層「事故の拡大防止」、3層「重大事故への発展防止」、4層「過酷事故影響緩和」、5層「放射線障害影響緩和」の5層からなる深層防護策を求めています。

日本政府は、国内の原子力発電の再稼働に対し、原子力規制委員会が同委員会のもうけている新規制基準に適合と認めれば安全性は確認される、との見解を示しています。つまり、万が一、放射性物質が原発の外に大量に放出される過酷事故が起きた場合の避難計画が充分に実行できるものであるかどうかは、新規制基準には含まれていません。IAEAの深層防護策に照らせば、とりわけ仮に過酷事故の異常に対応できない事態になっても放射性物質の被害から人を守るよう対策を整えるべきとする5層目の「放射線障害影響緩和」策が不十分でも、新規制基準適合と地元同意があれば再稼働が可能となっています。

福島第一原発事故を受け、現在の日本国内では、5層目の「放射線障害影響緩和」の対策は、避難計画をつくることを義務付けられた原発30km圏の自治体の責務となっています。

原発の安全についてより確実性を高めるために、少なくとも30km圏の周辺自治体にも、原発の安全性や自ら担う避難計画の実効性をふまえて再稼働の是非を決められる権限が必要です。

よって、国において、周辺自治体の同意権を原発再稼働の条件とする法令をつくられるよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月20日

京都府長岡京市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣